

令和3年 天草市農業委員会第3回総会議事録

令和3年3月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
8番	淀川洋一 君	9番	富崎ますみ 君
10番	中村 三千人 君	11番	山並 彰一郎 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

7番	金棒康二 君	12番	井島安一 君
----	--------	-----	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	書記	山川裕輔
書記	井上拓海	書記	浦川優也

4、議事日程

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第14号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第16号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第17号	空き家に付属した農地指定について
日程第7	議第18号	非農地通知書交付申請について
日程第8	議第19号	非農地判断について
日程第9	議第20号	農地利用最適化推進員の辞任について
日程第10	議第21号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び 空き家に付属した農地の別段面積について
日程第11		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和3年天草市農業委員会第3回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。コロナウイルス第3波が拡大しており、会議が中止となるケースが増えてきております。今年の5月中旬には農業委員と農地利用最適化推進委員の合同研修が予定されていますが、状況を見て進めていきたいと思っております。第19号議案の非農地判断では、件数が多いため、本渡地域から議案にかけていく方針をとっております。今後、現地確認が大変になりますが、ご協力よろしくお願い致します。本日は全体で56件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、7番金棒康二委員、12番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3番黒川委員、4番松下委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田と畑2,504㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した上津浦郵便局から南東へ0.6kmと南西へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思っております。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。倉岳町の譲受人は兵庫県の譲渡人より、倉岳町の畑 660 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦郵便局から南西へ約 0.8km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には梅を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田と畑 2,872 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から南東へ約 0.2km と 0.4 km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 759 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南西へ約 0.6km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 2 ページをご覧ください。5番について説明します。天草町の譲受人は栢宇土町の譲渡人より、天草町の田と畑 3578 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した福連木地区コミュニティセンターから東へ約 1.1km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は大阪府の個人で、今釜新町の畑388㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.4km、青色で着色した国道324線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、駐車場10台、通路として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、亀場町の田414㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北東へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の畑 429 m²を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約 0.5km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3 番について説明します。転用者は志柿町の法人で、志柿町の畑 480 m²を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿地区コミュニティセンターから南西へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、資材置場として利用したいため、既存施設を拡張し、資材置場として整備する計画です。資料

③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑330㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した茂串簡易郵便局から南へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、譲渡人から始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（金棒康二君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は中央新町の個人で、倉岳町の田103㎡を贈与により取得して、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦郵便局から南西へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、土地改

良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、既存施設を拡張し、駐車場5台、通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されており、譲渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はございませんか。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。既存施設の拡張と事務局から説明がありましたが、既存施設がないように思います。

○事務局（山川裕輔君） 既存施設というと分かりにくい表現になってはいますが、既存の駐車場の事を指しています。

○9番（富崎ますみ君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6番について説明します。転用者は御所浦町の個人で、倉岳町の畑308㎡を売買により取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草倉岳高校から東へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 991 m²を売買により取得して、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町地域交流センターおおくすから北東へ約 0.1km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、資材置場として利用したいため、整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、譲渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○13 番（野中幸廣君） 13 番野中です。資材置場の建物の図面は必要ないのですか。

○事務局（山川裕輔君） 今回の申請の資材置場は、更地で保管をされたいというものですので、建物の図面は不要になります。

○13 番（野中幸廣君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑184㎡を売買により取得して、防風林として利用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から南東へ約0.4km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地の西にある柿畑の防風林として、中低木20本を植林し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林されており、譲渡人から始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の6ページをご覧ください。9番について説明します。この案件は、令和3年2月総会で保留となったものです。転用者は五和町の個人で、五和町の畑682㎡を売買により取得して、事務所、倉庫及び作業場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から北へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する会社の事業で必要なため、事務所及び倉庫・作業場1棟、駐車場6台、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果不許可要件には該当していません。なお、既に建築してあり始末書が提出されております。事業計画、配置排水図、始末書を再提出していただきました。次がその事業計画になります。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 申請者に確認し、再度現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第16号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第16号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の7ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が23件、再設定が15件、合計39件で、筆数72筆、総面積が83,476㎡となっております。なお、7ページの所有権移転の計画（1件）につきましては、熊本県農業公社が苓北町の個人より佐伊津町の畑7,218㎡を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第17号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の28ページをご覧ください。空き家に付属する農地指定申請書件数は本渡地域が1件。筆数は全体で4筆となっております。1番から4番は同じ申請人ですので一括して説明します。スクリーンをご覧ください。1番から4番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから南西へ約0.8kmのところになります。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が

現地の写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり、現在遊休農地になっています。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。現場確認をしたところ、耕作するには不向きな場所に見受けられました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。耕作するのに不向きな場所を空き家に付属した農地に指定しないほうがいいのではないかと。

○事務局（山川裕輔君） 空き家に付属した農地指定の申請は、空き家を買われる方が4000㎡以上の耕作をされていなくても併せて農地を取得できる申請です。また、空き家に付属した農地の制度上、遊休農地でないと指定ができません。事務局としては、現在所有者の方が管理に困っており、空き家を買われる方がいれば農地も併せて管理してほしいというお気持ちがあるため、空き家に付属した農地として指定していただけたらと思います。

○13番（野中幸廣君） 納得しました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり空き家に付属した農地として指定します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第18号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地通知書交付申請件数は、五和地域が1件です。筆数は全体で6筆、面積は5724㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の9ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の29ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から6番の地図です。黄色で着色した手野郵便局から南へ約0.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第8、議第19号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(松本馨君) 議案第19号、非農地判断についてご説明いたします。資料②の30ページ、31ページをご覧ください。この議案は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、ご審議をお願いするものでございます。非農地申請については、先ほど議案第18号にてご審議いただきましたように、所有者本人さんからの申請に基づき、総会にてご審議を賜っているところですが、非農地判断については、農林水産省経営局長、同省農村振興局長通知による『「農地法の運用について」』の中に「利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地(いわゆる「荒廃農地B分類」と区分される農地)については、農業委員会の総会の議決により「農地」に該当しない旨判断を行うことができる」こととなっております。お手元に配付しておりますA3のカラー刷りの「農業委員会による荒廃農地の非農地判断に係る事務手順書」をご覧ください。まず、冒頭に根拠となる「農地法の運用について」に規定から関係部分を書き出しております。規定第3の1の(3)のウ「再生利用が困難な農地」として、利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、第4に基づき、農業委員会の総会又は部会の議決により「農地」に該当しない旨判断を行うこと」とあります。

また、前文は省略しますが、第4の(3)に、「農業委員会は、利用状況調査、荒廃農地調査等の結果を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かの判断を行うこと」とあり、(4)に判断する基準として、「ア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」は、農地に該当しないものとする示されております。これまで、この規定に基づく非農地判断については、利用状況調査の結果、「荒廃農地B分類」と判定された農地が市内全域で約24,000筆にも上ることから、手付かずの状態となっております。今回、これらのうち、一部の農地についてあらためて現地確認を行い、非農地判断をお願いする準備が整いましたので、本人申請に依らない、「農地法の運用について」の規定に基づいた形での非農地判断として提案させていただくことといたしました。事務の手順とい

たしましては、資料に記載しておりますように、まず、利用状況調査及び荒廃農地調査の結果から対象農地の抽出を行い、次に、該当地区の農業委員さんにご協力をいただき現地調査を行い、判断基準に該当するかどうかを確認いたします。その結果、非農地と判断できる農地について、所有者の方へ非農地判断を行うことを事前にお知らせし、意見を伺います。所有者の農地のまま残しておきたいとの意向もあるかと思しますので、その分は除き、異論がなかった農地について、非農地判断をお願いすることとなります。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては、事務局農地台帳の変更を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請いたします。このほか、法務局天草支局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨情報提供を行う予定でございます。他の市町村農業委員会においても、同様な形での非農地判断が行われており、今後、準備ができたところから順に、このような形での非農地判断も進めて参りたいと考えております。なお、今回、非農地判断をお願いする農地は、本渡南地区に所在する農地でございます。所有者 24 名、筆数 32 筆、面積は 25,673 ㎡でございます。これら農地の現地調査は、3 月 2 日に担当地区の淀川委員さんで行いまして、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」ことを確認いたしております。また、当該農地の所有者へは、3 月 8 日に事前通知を行い、非農地判断を行うことについてご意見を伺い、農地として残しておきたい旨の申し出があった分を除く農地について、今回ご提案させていただきました。どうぞ、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、議第 20 号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第 20 号農地利用最適化推進委員の辞任について説明いたします。資料④の議案書 1 ページをご覧ください。本件は、次の者から農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の届出がありましたので、農業委員会の同意を求めるものです。担当地区、宮地岳地区全域及び栢宇土町の一部、氏名、小林義隆、住所、天草市栢宇土町 1644、性別・年齢は議案書記載のとおりです。提案理由は、農地利用最適化推進委員を辞任するには、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を得る必要がある

ためです。2 ページをご覧ください。3 月 1 日に小林義隆委員から会長宛提出された辞任届です。それでは、3 ページをご覧ください。小林義隆委員からの申し出について説明します。2 月 26 日（金）午前 10 時 30 分頃、小林委員が農業委員会事務局を訪れられ、「病気になる体調がすぐれないので、あと 1 年の任期ではあるが、今後の業務遂行が難しいので、辞任したい。」と辞意を伝えられました。面談をとおして、顔色もすぐれず、痩せられて元気もなさそうに見えました。事務局職員で協議した結果、5 月から始まる令和 3 年度「農地利用状況調査」や推進委員として農業者との面談についてもとてもできるような状況ではないので、これ以上推進委員の職務の遂行は厳しいとの判断をし、辞任届を提出してもらうことと判断しました。3 月 1 日月曜日午前 10 時頃、再度小林委員が農業委員会事務局に来庁され辞任届を提出され、松本係長と私で受理しました。以上ご説明いたしました。ご審議についてよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農地利用最適化推進委員の辞任について承認致します。

○議長（本田実君） 日程第 10、議第 21 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） お手元の資料⑤をご覧ください。議第 21 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積（下限面積）及び空き家に付属した農地の別段面積の設定についてでございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き 40 アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2015 農林業センサスにおいて、管内の農家で 40 アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の約 58 パーセントであること等、同法施行規則第 17 条第 1 項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は 50 アール未満、10 アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において 40 アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで 2 点書いております。まず 1 点目でございますけれども、農地法施行令第 2 条第 3 号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並び

に天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。2点目でございますけれども、本年2月12日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、令和3年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、ひとしく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。資料といたしまして、2ページに別段面積の設定についてということで農地法第3条第2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということでありますが、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございます、これに適合するかどうかということでございます。3ページをご覧くださいますと、経営耕地面積規模別農家数がございますが、まず40アール未満であるかどうかということでございますが、表の下をご覧ください。自給的農家の2,322世帯に販売農家の各段階の世帯数を足しますと2,740戸。全体で57.92%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてもまだ49.66%ということで100分の40をクリアしておりますが、次年度に2020年農林業センサスの数値が確定しますので、次年度に別段面積の変更は検討して、令和3年度まではこれまでどおり40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございまして、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。つづいて「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」についてでございます。資料③の6ページから8ページまで取扱基準を添付しています。この件につきましても2月12日の連絡協議会代表者会議で協議いたしました。天草市におきましては、2月末まで農地の指定申請件数6件（12筆）うち3条申請件数が3件（5筆）ありました。また、空き家情報バンクの担当課から「空き家」だけでなく「空き地」も対象にとの要望がありましたので、併せて協議しましたが、他市町においては、申請件数がなく、天草管内で足並みを揃えた方がいいのではないかという意見がありましたので、別段面積の取り扱い基準については、変更なしで従前どおりの運用ということになりました。以上、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の設定について、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、原案のとおり別段面積の設定を行います。

○議長(本田実君) 日程第11、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の32ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係の許可不要転用届は、1件。農地への進入路として転用したいというものでした。第5条関係の許可不要転用届は、1件。送電線の鉄塔工事に必要な道路として転用したいというものでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和3年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

16時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 真

署名委員 黒川紀世子

署名委員 松下敏明